

令和元年6月25日

第2回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第2回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年6月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時15分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男		○		
7	遠井勝	○		15	柳田浩		○		
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 染谷 守				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 皆さん、こんにちは。

皆様にはご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

きょうはですね、連日雨だったんですけども、天気で、ちょっともったいないような気もするわけでございますけれどもですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田植えにしてもですね、北川辺から大利根、加須、騎西、そして鴻巣あたりまで移っていったんじゃないかと思ひております。そんな中ですね、ことしも生産数量目標、国からの指定がですね、ちょっと未達成ということで、新聞によりますと、7月末の飼料米などの申請を受け付ける、そういう記事が出ておりました。

何だか去年から米価が高かったせいで、高い年の2年後が一番下がる年だそうでございます。今、皆さんのほうでですね、もう少し飼料米、加工米等に協力いただきまして、去年並みの米価が出ればいいんじゃないかと思ひます。

それではですね、ただいまより令和元年第2回加須市農業委員会を開会いたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

きょうは第2回の総会ということで、皆さん方には本当にね、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

このところ、ちょっと梅雨らしい梅雨ということで、うちのほうはもうコシヒカリなんかも中干しが終わりました、もう既に水を入れているような段階で、追植えもぼつぼつ始まったわけです。ちょっと時期的な違いがあるので、これはいたし方ないということなんです

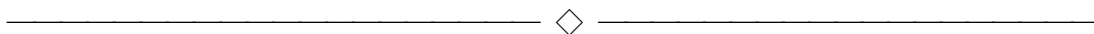
けれども、皆さん方には米の出来、不出来というのは非常に心配事の一つかなと思います。去年の今ごろは下手すると梅雨が明けそうになっちゃって、明けちゃったんですけども、その暑さのおかげでそのように品質が落ちたということで、今年はまともな梅雨で、ちょっと遅くまで梅雨のほうがいいかなんていう考えもありますけれども、そのような天候の中で、皆さん方には健康に留意しながら農作業に励んでいることと思いますけれども。

昨今、国のほうでも、中間管理事業のほうの推進がなかなか思ったよりも普及しないということで、方向転換しているわけじゃないんですけれども、見直しをかけているということでございます。その目玉に関しましては、農業委員、農地利用最適化の推進委員の力を、中間管理事業の推進に充てようということで、非常にコーディネーター的な農業委員、推進委員のかかわりというのが求められているようでございます。皆さん方には本当にね、前々からすると2倍ぐらいな負担があるんじゃないかと思えますけれども、これも加須地区の農業の発展のために、皆さん方のよりよい知恵とご尽力を賜りまして、農業の発展のために尽くしていただければありがたいと思います。

季節柄か、加須地区においては転用案件が非常に多いということで、県においてもナンバーワンでございます、案件は。そういった中で、皆さん方のいろんな意見によって、この地区の本当によりよい農業事業の推進というものが図られると思います。

慎重審議をもちましてきょうの総会がスムーズなうちに終了できますことをご祈念申し上げます、簡単ですけれども、挨拶にしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

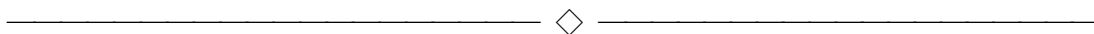
○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員13名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、この総会が成立することをご報告いたします。

早速ではございますが、議事の進行を議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

4番 野口悦夫委員

5番 関口政司委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前、1件の取下願が提出されております。本日の議案第2号で9番の樋遣川地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、3条の、議案第1号、1番からご説明いたします。

1番、本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。ちなみに、この1番と次の2番の譲受人は同じ家で、夫婦でございます。

譲受人は経営規模を拡大し、今後も農業を続けていくため、譲渡人は相続で取得したが耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

今月の18日ですね、適正化推進委員の佐久間さんと、先ほど事務局が説明したとおり、さんとさんはご夫婦でございまして、譲受人のさん宅を訪れてお話を聞いてきたわけですが、譲渡人のさんとさんは姉妹であります。さんがお姉さんで、さんが妹さんですが、嫁に行って姓は変わりましたが、実家の農地を相続で譲り受けたわけですが、に住んでいて管理ができないことで姉さんに頼んでいたというふうな状況でございます。後継者も農業をやらせる者もないというようなことで、この土地がさんちのすぐ近くで、ずうっと今までもさんが耕作していたわけです。陸田で、何かタイマーをつけてスイッチ入れて、非常に管理しやすくしたようで、売るつもりなければ何にもないと、ずっと、農業でもらったらそのまま農業で耕作していくんだというふうな、何かさんちのせがれさんもに勤めていて、農業を手伝っているようですので、何ら問題ないというふうに判断してきましたので、ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、先ほどの1番と同じ、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は規模拡大をするため、今後も農業を続けていくということでございます。譲渡人は、先ほどと同じ、相続で取得したが耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

先ほど申したとおりでございますので、公図を見ますと、この後出るの開発の農地のすぐ隣なんですけれども、その枠から外れている状態で、先ほども申しましたけれども、本人が、自分たちが生きているうちは売るつもりもなければ何にもないというようなことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模の拡大のため、譲渡人は高齢で耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

ただいまの案件は、 さんは高齢のため耕作できないということでおまして、15日に宮内推進委員と確認したところ、やむを得ないと、それでまたへんぴであるとともに、自



分も年をとってできないし、へんぴなところであるので、売買に踏み切ったということになっております。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は農業経営の規模拡大のため、譲渡人は農業経営規模の縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

6月20日の日に、渡邊推進委員と譲渡人、譲受人に聞き取り調査並びに現地の確認をいたしてまいりました。譲受人の さんは、震災でこの 地区に移転してまいりまして、自宅を購入し、現在、借地でございますが、農作業をやっております。ミニトマトの栽培を施設ハウスで実施いたしてしております。それから、譲渡人の さんは、イチジクの栽培をしてございましたけれども、高齢のため縮小するという意見の中から、 さんの土地を譲受人が買うことになりまして、このまま継続して、 さんは さんから借りて耕作いたしていたものでございます。特に支障もないと思いますので、許可相当として判断してまいりました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は隣地を耕作しており、効率的に耕作できるため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏雄君) 1番の岡島でございます。

6月の20日の日ですか、推進委員の塚田君と2名で、譲渡人の さんですか、行きましたですね、ちょっと確認をしてみました。なぜ譲渡人に行ったかという話と、ここに中川あるんですが、中川が数年後には拡張するという状況はですね、もう説明会も終わっていますので、本当に さん、これは出していいんですかという話も含めてですね、ちょっと確認に行きました。そうしましたら、買い取っていただく さんがその辺も含めて当然やるという話になっているということですので、了解を得たという話でした。そして、現在、現地を見たところでは、田植えもしっかりしておりましたし、しっかりと苗も育ていたと、こんな状況です。

そこで、もう1件、受人のですね、 さんも伺いしてですね、本当にここを買い取って、今後、中川の拡張も知って、本人との話は進めているんですねと言ったら、それも知っていますということですので、基本的には問題ないかなと、このように思います。ただ、事務局とちょっと話した中ではですね、今まで さんがですね、すぐ自分の家の隣を前から1反ほどですか、田んぼにすると二、三枚あったんですけども、買い取っていたんですが、ち

よっと耕作がされてないと、そんな状況がありましたので、この状況は余りよくないねと、もう少ししっかり管理をしてくださいということを書いて、今後、このような中身であれば許可は出せませんよという話もしてまいりましたので、私もちょっと、今まで管理が不行き届きだったのかわかりませんが、一応そんな状況になっていますのでね。1つ、ただ、今回の中身については許可相当かなと、このように思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の25件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の5ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

6月14日、推進委員の野本さんと川島さん3人で、申請者の家を訪問すると同時に現地

を見てきたわけでございますけれども、申請者につきましては、従来は、親が生きていたときには で住んでいたわけでございますけれども、現在、 に住んでいるという形で、現地を見て判断をいたしました。この土地については、相続して以来耕作しておらず、また、休耕地の有効活用という形で、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の6ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、6月14日、推進委員の野本さんと川島さん3人で、申請者、譲渡人の、さん宅を訪れ、現地を見、また話を聞いてまいりました。ここにつきましては、周辺につきましてはちょうど去年まではつくっておりましたけれども、周辺がつくってないという形で、また、自宅から2kmぐらいあるという形で、太陽光の話があった形で、この周辺も太陽光の、ほとんど太陽光でございます。ということで、また休耕地の有効活用という形で、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築及び道路後退部分を行うもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり、6月14日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪れ、現地を見てまいりました。その結果ですね、ここは休耕しておりまして、何もつくっていませんでした。ただ、周辺につきましては住宅街という形で、また、住宅にするには道路がちょっと狭いという形で、その部分の道路でございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、6月14日、推進委員の野本さん、川島さん3人で、申請者の さん宅を訪れ、現地を見、話を聞いてまいりました。この場所につきましては、高速道路の側道のへりにありまして、また、住宅街でございまして、この現地につきましては作付されておらず、土地の有効利用という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、保育園の園庭にするものでございますが、現状は既に園庭の状態となっております。そのため、ネット、サッカーゴール等ですね、工作物を撤去し、始末書を添付しており、必要添付書類が整えられております。

現況は、工作物などの違反建築物等はございませんでしたが、外周に柿、柑橘類等の果樹

が植えられており、下の部分にはナス、キュウリなどの野菜類が栽培されておりました。現状は是正し、始末書も添付されておりますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

去る6月14日、推進委員の野本さん、川島さん3人で、申請者ですね、申請者のと、また、譲渡人のさん、それにさん宅を訪れ、現地等見てまいったわけでございますけれども、今、事務局の説明が細かくあったわけでございますけれども、はいなかったんですが、また、さん宅はちょうど住宅を建てておりました、留守でした。それで、さんはおりまして、お話を伺ったわけでございますけれども、これはもう何年か前からそういう形をとっていたという形で、本人たちはやむを得ないという話をしておりました。ということで、また現地を見ますと、のすぐ隣接の土地でございます、現況を見ましたらば、今、事務局説明のあったとおり、樹木を植えてあったり、あと野菜ですね、これを植えてありました。そういう現況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ、11ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむ

を得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

6月18日ですね、適正化推進委員の佐久間さんと譲渡人の、今、 をしております さん宅を訪れて、いろいろお話を伺ってきたんですけども、うわき話でこれは2年ぐらい前から少し出ているんですけども、かなり広そうだよというふうな話ではあったわけですけども、2種農地ということで、ごく一部に耕作放棄地も含まれているんですけども、とりあえず管理はしてある農地がほとんどであったんですけども、後継者もいなくて、地域が2種農地ということで、周りでも農地の売買が行われているということで、後継者がいないからやむを得ないんじゃないかなと。 さんも、この位置図を見ますと、 さん宅の脇が、ちょうど排水の関係で3面ばかり、135と130-1と131が貯水池みたいな形で、上が公園になるようでございますので、すぐ脇に家ができないかなというふうなこともあるんでしょうけれども、地域のことを考えたら反対しているわけにもいかないかなというふうな話もしておりました。かなり大きいので、2町以上になりますから、これ、県の審査も受けると思うんですけども、2種農地として、やむを得ないかなということで判断してまいりましたので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。



また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、市内の川口、船越等に太陽光発電の工事があるため、資材置場に利用するものでございます。第2種農地ということでございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

この案件について、前にも申請が出て、一旦取り下げが出たわけですがけれども、その時点で譲渡人の さん宅に訪れて、いろいろ話を聞いていたんですけれども、県道の端のうちも使い道がないというふうなことで、有効活用してくれればということで売買の契約がされていたようでございます。 の さんはほかでも、先ほど事務局が説明あったとおり、太陽光の発電の準備をしているということで、設備も結構大きなもので、資材置場ということでやむを得ないんじゃないかというふうなことで、電話でも確認したんですけれども、一応そういうことでお願いしますというようなことだったんですけれども、2種農地ということでやむを得ないというふうに判断してまいりましたので、よろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 今、田島委員のほうから説明がありましたけれども、以前、たしかこれ個人での申請が出ていたような気がするんですが、それを取り下げて、法人で購入ということで、前の5条の1、2番の太陽光発電、それでこちらの会社で今回、資材置場で購入するということに対して、何か特別な理由とかありましたら、一応その内容を事務局のほうで調査できておるんですから、お知らせいただきたいと思います。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

先ほど、遠井委員さん、田島委員さんおっしゃったとおり、以前ですね、個人申請だったんですが、今回法人で、 というところで、市内に太陽光発電設備の農地転用の実績は多々ある会社でございます。そういった中で、今回ですね、理由書の中で太陽光発電、一般的には20年間の維持管理が必要になるということから、  
として、この県道沿い、出入りもしやすくなるかと思うんですが、この県道久喜騎西線ですね、こちら沿いの473㎡の農地、ここについて、計画図の5-7にもありますけれども、道

具を置いたりとか、太陽光の資材を置きたいということで、維持管理の部分ですね、その部分でこちらを会社と、太陽光の会社の維持管理として使いたいということなので、2種農地ということもありまして、場所は県道沿いということで、やむを得ないのかなという形で理由書が出ております。

以上でございます。

○7番（遠井 勝君） 2種農地で沿道に面しているということですが、こういう形での許可の申請についてというのは、基本的には、2種農地だからという部分もあるんでしょうけれども、仮にここを一時転用という形ですということもあり得るんじゃないかと思うんですが、さっき次長が言われたように、何というんですかね、管理していくという形での資材置場とか、そういう部分を含めればちょっとやむを得ないかなという気がするんですが、何というんですか、こういう案件については、やっぱりよく慎重を期したほうがいいような気がするので、一時転用での許可を、こういうふうに永久に購入ということになりますと、その辺がちょっと支障があるような気がするので、ちょっと確認させていただきましたので、管理するということだらやむを得ないかなというふうに感じます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

ただいまの案件につきまして、事務局から説明がありましたけれども、この土地につきましては耕作もうできない、不法投棄はないですけれども、農業、耕作何もできないので、やむを得ず太陽光発電を気がつきまして、それに踏み切ったようです。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

去る6月19日に、武正委員と現地調査した結果、番号の10から18番は結論が出ちゃってんのね。なぜかという、後継者がいないと、その二つ返事です。あえて、だから、10番から18番も個別に説明してもいいんですけれども、後継者がいないということになっております。何ら問題ないと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいま申し上げたとおり、後継者がいないということで、太陽光発電に踏み切ったわけ

です。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計

画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま、前記と同じように、後継者がいないで耕作できないということで相なりまして、太陽光になったわけです。

以上、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の1 8ページ及び土地利用計画図の5 - 1 3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

以前のとおり後継者がいないので耕作できないということで、太陽光発電に踏み切ったわけでありま

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る6月15日、武正推進委員と調査の結果、後継者がいないので太陽光に踏み切ったようであります。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る6月15日、武正推進委員と調査の結果、やはり耕作できないので太陽光に踏み切ったということでありま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る6月15日に、武正推進委員さんと調査の結果、やはり耕作ができないということで売買に踏み切ったようです。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

今、説明のとおり、6月の19日、武正推進委員と調査の結果、太陽光発電には問題ないということであります。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



次に、18番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 去る6月19日に、武正推進委員と調査の結果、やはり後継者がいなくて耕作できないということで、太陽光に踏み切ったわけでありま

す。以上、よろしくお願

いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も1時間ほど経過しましたので、ここで休憩を入れたいと思います。よろしくお願

い

します。

○会長（小倉和夫君） 10分ぐらいで。じゃ、40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

---

◇

**◎開議の宣告**

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

---

◇

○会長（小倉和夫君） 次に、19番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、且つ前年度青地から除外されたものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る15日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。譲受人は譲渡人の娘の旦那で、義理の親子関係でありまして、先ほど事務局の説明どおり、我々も問題ないと判断をいたしました。皆さん、よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 同じく8番、栗原です。

15日に、推進委員の橋本さんと2人で現地調査、確認をいたしまして、この案件も事務局の説明どおり、我々も問題ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、給油所（ガソリンスタンド）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、前年度に青地から除外されたもので、第1種農地と判断されますが、一般国道の沿道で、不許可の例外に該当するものです。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基

準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

この案件につきましては、平成30年の除外申請を通ったということで、昨年8月に江川推進委員さんと2人で現地を確認しておりまして、問題ないということで判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、22番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、前年度に青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

この案件は、平成30年度に除外申請ということで、通ったということで売買が成立して、駐車場の拡張ということで問題ないと判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、平成29年度に青地から除外されたものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

6月15日に、江川推進委員さんと2人で、現地並びに家族から話を聞いてまいりました。申請地は、  
さんのお孫さんということで、このたび分家住宅ということで家を建てようということで、平成29年に除外を申請して、それが通って、準備が整ったということで今回の申請でございます。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、24番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉でございますので、私から調査結果並びに補足説明をいたします。

去る6月16日、高橋、細谷両名と、3名で現地を確認しました。現地は工業団地の中で、まだ田んぼが残っていたところがございますけれども、ほとんどが、1枚だけが田んぼをつくってありましたけれども、保全管理というか、ヨシが生えているような状態で、遊休農地に近いかないということでありました。 さんに16日にお宅にお邪魔したいと言ったんですけれども、急に都合が悪くなり、17日の日に本人にお会いしましてお話を伺いました。事務局の説明のとおり、許可相当と判断してまいりました。皆様のご質疑、ご意見ありましたらお聞かせをいただきたいと思。

ご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、25番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するも

ので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

6月の20日ですか、私と、それから推進委員の鳥海、塚田、この3名でですね、聞き取りと現地確認をしてまいりました。行って聞いたところですね、同じ さんでありまして、これは親子関係だということでもありますので、本家のすぐ前のほうにという話になりますので、特に問題はないかなと、このように考えております。聞いた中身では、すぐにでも住みたい、子供ができたという話でありますので、特に問題はないかなと、このように感じて許可相当と判断をしたところですよ。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、26番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図の5-26をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく6月の20日ですか、塚田、鳥海両推進委員と3名で、現地と、そして聞き取りを  
してまいりました。 さんのお宅へですね、譲渡人宅へ行ったんですが、基本的には私、  
親族が、この譲受人の さんの母親だということでもありますので、母方、あるいはおじと  
おいっこになるんですか、その分家住宅ということでもありますので、ちょうどこの辺は大  
分、図書館がありましてですね、現在、駐車場を大分つくられて、その周りに住宅もたくさ  
んできていると、いよいよこの辺も空き地がなくなるのかなと、このように思いました。余  
談でありますけれどもね、そんな話であります。ぜひ、見た中では許可相当と判断いたしま  
したので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農  
用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進  
法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）」でございますが、今回ご  
審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づきまして、農地中間管理機構への利用権設  
定案件でございます。新規分40筆、面積にして9,514.83㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行  
われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いしたいと思いま  
す。



以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に橋本早苗推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（橋本早苗推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見は特にないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出5件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、5条の許可取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用届出15件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案について全て終了しました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたりまして議事の進行、ありがとうございます。



### ◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

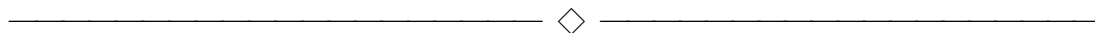
○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、長時間にわたりまして、各委員さんには慎重審議

をいただき、ありがとうございます。

これもちまして、令和元年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞さまでした。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

閉会 午後 3時15分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年6月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 口 悦 夫

署名委員 関 口 政 司